

若年層の流出や都市部以上の高齢化とあいまって深刻な状況にある農山漁村における少子化に対応するため、平成 13 年 3 月に策定した「農林水産業・農山漁村における少子化対策推進ビジョン」や平成 14 年 9 月に取りまとめられた「少子化対策プラスワン」に沿った具体的な取組が地域段階でなされるよう、農山漁村における若者の流出、子育て環境等の少子化の要因について調査等を実施する。

7 農業生産組織の活動の促進

(1) 地域農業構造改革計画の策定

(特集 2-(1)-イ-(イ)-④参照)

(2) 農作業受託組織の育成

畜産農家において、飼養規模が拡大しており、飼料生産に係る労働負担の軽減を図るとともに、大型機械化体系の導入による作業の効率化、低コスト化が求められていることを踏まえ、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成していくとともに、既存のヘルパー組織、コントラクター等の統合を図るため、必要な施設機械の整備を推進する。

8 技術の開発及び普及

(1) 技術開発の重点的・効果的な推進

ア 食の安全と安心を確保するための研究開発の促進

食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発等を実施するとともに、食品の機能性や食品素材の組み合わせによる効果等の解明に関する研究等を実施する。

(特集 1-(2)-イ-(イ)-④、1-(3)-ア-(イ)-⑤、1-(3)-イ-(イ)-④参照)

イ ゲノム情報・技術活用による先端的研究の推進

(ア) イネゲノムについては、主要部分の塩基配列解読の完了を受け、遺伝子機能解明研究を本格化する。また、動物ゲノムについては、ゲノム情報を活用した高品質育種技術の開発を促進する。

(特集 1-(6)-ウ-(イ)参照)

(イ) 昆虫の機能を活用して、化学合成できない生体高分子、有用タンパク質を生産する技術の確立、昆虫のタンパク質の立体構造解析による農業用「ゲノム創薬」の開発、昆虫由来の新素材の開発を推進する。

(ウ) 遺伝子組換え技術等に対する消費者の懸念を解消し、安全・安心を確保するため、遺伝子組換え技術等に係る科学的知見の集積、リスク評価・管理手法の開発等を推進するとともに、遺伝子組換え技術等に関する積極的な情報提供やコミュニケーションを一層推進する。

ウ 農業の構造改革を加速化するための研究開発の促進

農林水産業・食品産業の生産性の向上等に資する研究開発等を推進する。

(特集 2-(1)-オ参照)

エ 都市と農山漁村の共生・対流のための研究開発

(ア) バイオマスの革新的な循環・利用技術、開発利用推進のためのシステム化技術等の開発を行う。

(特集 3-(3)-参照)

(イ) 農林水産生態系における有害化学物質のリスク低減技術の開発等行う。

(特集 1-(3)参照)

(ウ) 野生鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減するための農林生態系管理技術の開発を行う。

(エ) 森林から沿岸域までの水・物質循環の機構や農林水産生態系の機能を解明し、農林水産生態系を維持・向上させる技術を開発するとともに、都市を含めた流域圏環境を総合的に管理する手法を開発する。

(オ) 我が国の食料の安定的な確保並びに世界の水問題の解決及び食料需給変動の安定化に資するため、地球規模の水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と予測を行い、対策シナリオを策定する。

オ 農林水産研究基盤の充実・強化等

(ア) これまでに蓄積した農林水産生物に関する情報・生物素材を利活用し、新機能素材、生物機能活用技術の開発を行うとともに、新たにマイクロバイオリアクター（生物機能を組み込んだ微細反応装置）の構築を行う。

(イ) 海洋有用生物資源の合理的な利用・管理に資するため、海洋表層生態系の解明を強化するとともに、深層生態系の構造と変動機構及び表層生態系変動との関連性を解明し、海洋環境情報の解析システムを開発する。

(ウ) 産学官の連携を促進するため、農林水産省研究ネットワーク（MAFFIN）の高速・大容量化を図るとともに、遠隔地間での共同研究をネットワーク上で可能とするバーチャルラボ（仮想研究所）システム、各種技術情報の知的基盤としてのデジタルアーカイブ（研究・技術情報等を集積するシステム）を整備する。

(エ) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 13 年 11 月）」及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に沿って、研究分野別評価、研究制度評価及び研究課題評価を的確に実施するとともに、独立行政法人評価委員会による業務実績評価を行う。

(オ) 国が行うべき主要な試験研究課題のうち、独立行政法人の置かれている立地条件等からこれを行い得ないものについて、立地条件が適当な特定の公的試験研究機関に委託して実施している指定試験事業については、引き続き水稻、麦類、大豆等の品種改良試験を実施するとともに、農業の環境への負荷低減を図るための環境負荷物質の動態解明試験や環境と調和のとれた農業生産を図るための持続型農業技術開発試験等を実施する。

(カ) 試験研究を行う独立行政法人等が育成した優良な農作物の系統について、命名、登録及び公表を行うことにより、その普及を図る。

(キ) 独立行政法人による研究開発を着実に推進する。

(2) 効率的かつ効果的な普及事業の推進

担い手となる人材の育成及び確保等を基本とし、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進を図る。このため、農業経営の構造改革に取り組む意欲と能力のある担い手の育成と経営体の新部門・ニュービジネスへの進出、「食」の安全・安心の確保と供給、農業経営のIT化、新規就農者の技術習得・経営定着のための支援等を充実する。

また、学識経験者等第三者からなる「普及事業の在り方に関する検討会」のとりまとめの方向に即し、競争力ある担い手の育成・確保のための革新的技術・経営方式の普及、地域農業のコーディネートに重点化するとともに、普及職員の地域のコーディネーター、技術・経営のスペシャリストとしての資質を向上し、普及事業の高度化・効率化を図る。

9 農産物の価格の形成と農業経営の安定

(1) 需給事情及び品質評価を適切に反映した価格の形成と経営安定対策の着実な実施

ア 米

(ア) 価格形成について

自主流通米価格形成センターについて、米の取引の場としての機能を拡充・強化し、より一層、需給実勢を的確に反映した透明性のある価格形成を図る。

(イ) 稲作経営安定対策について

生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金を交付する稲作経営安定対策を推進する。

また、15年産において、稲作経営安定資金の基盤を安定させるため、生産調整を確実に達成した地区については、引き続き、生産者の選択による追加の資金造成措置を講ずる。

イ 麦

(ア) 国内産麦については、需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通の仕組みをはじめとして麦対策のあり方について検討を行う。

(イ) 民間流通麦生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」について、透明性の高い客観的なルールに基づく適切な運用を行うとともに、16年産より、その銘柄区分に関し、市場評価を基本とし品質評価を加味する等の新基準を適用する。

ウ 大豆

(ア) 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図る。

(イ) 併せて、価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の抛出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営

安定対策」の適切な運用を図る。

エ 野菜

- (ア) 野菜の供給及び価格の安定を図るとともに、野菜の構造改革対策を円滑に進める観点から、セーフティーネットとしての野菜価格安定制度について、交付予約数量の増加、野菜指定産地の追加等を推進する。特に、生産者と実需者が契約取引を行う際のリスクを軽減するため野菜生産出荷安定法の改正により創設された契約野菜安定供給制度の普及浸透等を促進する。
- (イ) 天候等による一時的な需給変動による価格低落時等に産地廃棄等の緊急需給調整を行った生産者に対し、交付金を交付する。

オ 果樹

うんしゅうみかん及びりんごについて、摘果等による生産量及び出荷量の調整等による需給調整対策の強化を図るとともに、このような取組が行われた場合においても、なお価格が大きく変動したときに、育成すべき果樹経営者に対する経営安定対策を、2年間の運用状況を踏まえ適切に推進する。

カ 砂糖及び甘味資源作物

- 「砂糖の価格調整に関する法律」等に基づく制度の普及・定着に向けた取組を推進する。
- (ア) 砂糖生産振興資金（従来の糖価安定資金を充当）を財源として、輸入糖調整金時限的引き下げ、精製糖企業及び国産糖企業の再編・合理化対策、甘味資源作物生産コスト低減対策等の推進により、国内糖価を引き下げ、砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大を図る。
- (イ) 輸入糖等からの調整金と交付金により国内産糖への助成を行う仕組みや最低生産者価格制度を維持しつつ、需給事情等を反映した、透明性の高い、客観的なルールに基づいた適切な運用を図る。

キ 繭・生糸

養蚕農家の経営の安定等を図るため、付加価値の高い繭の生産への取組等を推進する。

ク 葉たばこ

葉たばこについては、引き続き、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により買い入れを行う。葉たばこ審議会は、「たばこ事業法」に基づき、葉たばこ価格については、生産費・物価等の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産の確保を旨として審議する。

ケ 加工原料乳

- (ア) 生乳の再生産の確保を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、加工原料乳について、農畜産業振興事業団（独立行政法人農畜産業振興機構）及び指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付するとともに、加工原料乳生産者補給金制度を通じて指定生乳生産者団体による生乳の一元的な集荷・販売を推進する。
- (イ) 生産者団体及び乳業関係者からなる「酪農乳業情報センター」の発信する価格需給情報

に基づく公正かつ適正で客観的なルールに基づいた生乳取引、広域化指定生乳生産者団体の生乳受託販売・需給調整機能の改善等新たな加工原料乳生産者補給金制度の普及・定着に向けた取組を推進する。

- (ウ) 加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格低落時にはその低下額の一定割合を補てんする加工原料乳経営安定対策の適切な運用を図る。

コ 食肉等

- (ア) 指定食肉（牛肉・豚肉）については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用により、価格の安定を図る。
- (イ) 肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛について、その平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて、生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施する。
- (ウ) ブロイラーについては、需要に見合った計画的な生産の指導を行い、需給及び価格の安定を図る。

サ 鶏卵

鶏卵については、国、地方公共団体等を通じて需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行う。

(2) 担い手経営安定対策の検討

(特集2-(4)-(イ)-①参照)

10 農業災害による損失の補てん

災害によって、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等を行う農業災害補償制度の適切な運用を図る。

11 自然循環機能の維持増進

(1) 持続的な農業生産の推進

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に即し、たい肥・緑肥等による土づくりを基本として化学肥料及び農薬の使用の低減を図るための取組及び地力増進を図るための取組を推進する。

ア 持続的な農業生産の転換促進

土づくりの基本として化学肥料・農薬の使用の低減を図る農業生産方式の導入促進、地域に最も適した農業生産方式の検討及び技術の定着促進を図るため、以下の政策を講ずる。

- (ア) 都道府県が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に即して、農業者による導入計画の策定を促進する。
- (イ) エコファーマーに対する金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、技術確立実証ほの設置やたい肥の施用等必要な機械の整備等を推進する。

(ウ) 持続性の高い農業生産方式の着実な定着を図るため、農業者、消費者、行政等が一体となった普及啓発活動を行う。

(エ) 地域の実情に即し、施肥に由来する硝酸性窒素等による水質汚染対策を実施する。

イ 持続的畑作農業の構築

重要な畑作地域において、緑肥を組み入れた新たな輪作体系の確立と耕畜連携等によるたい肥施用を通じて環境と調和した持続的畑作農業を構築する。

(2) 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に即し、地域毎の条件に対応して、家畜排せつ物の適正な処理を図るため、家畜排せつ物処理施設の機動的な整備を推進する。

(ア) 家畜排せつ物等有機性資源の特性に応じた利活用を促進するため、地域ごとの条件に即してたい肥化施設、エネルギー利用施設等の共同利用施設、たい肥散布機械等の共同利用機械等を整備する(畜産企画課分)。

(イ) 家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地及び周辺環境の改善等を総合的に整備する。

また、炭化处理による家畜排せつ物の減容化、PFIを活用した家畜排せつ物処理施設等の整備、離島地域における家畜排せつ物処理施設等の整備を推進する。

(3) 有機性資源の循環利用システムの構築

(ア) 稲わら等の循環利用については、畜産農家と耕種農家との連携強化による流通・利用の促進を図るため、稲わら等の収集調製機械施設の整備等を推進する。

(イ) 農村地域で発生する農業副産物、都市及びその周辺で発生する食品産業、学校給食等の食品残さを飼料化するための施設等の整備を推進する。

(ウ) バイオマス利活用のための施設整備、技術指導等の利活用促進対策を総合的に実施する。

(特集3-(3)-ア-(イ)-⑤参照)

(エ) 積雪寒冷地における資源循環システムを確立するため、メタン発酵を中心とする家畜排せつ物等のバイオマスの適切な処理とバイオガスのエネルギー利用等に関する実証研究を実施する。併せて、バイオマスを水素エネルギーに変換、貯蔵し、CO₂の削減を図るとともに、需要に応じた効率的なエネルギー利用を行うための実証研究を実施する。

(4) 農業分野における地球環境保全対策の充実等

「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)から10年目に当たる平成14年には、南アフリカのヨハネスブルグで「持続可能な開発に関する世界首脳会議」が開催され、各国首脳級によって持続可能な開発のための取組について議論が行われた。

これを踏まえ、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、生物多様性の減少、砂漠化の進行等の地球環境問題が深刻化していくなかで、農業の適切な生産活動を通じて地球環境を保

全していくことが重要であるとの認識に立って、地球環境保全対策への取組のより一層の充実を図る。

ア 京都議定書の約束達成に向けた取組

平成 14 年 6 月に京都議定書を締結したことを踏まえ、地球温暖化対策推進大綱に基づき、農業分野における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減への取組として、バイオマス・ニッポン総合戦略の推進を図るとともに、省エネルギーに資する農業施設・農業機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入、農産物輸送におけるモーダルシフトの推進やトラック輸送の効率化等による二酸化炭素の排出削減、水田の水管理方法・施肥方法の改善や家畜排せつ物の適切な処理・家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・一酸化二窒素の排出削減といった温室効果ガスの排出削減対策を推進する。

イ オゾン層破壊物質の削減

オゾン層保護のため、オゾン層破壊物質の臭化メチルの生産及び消費を段階的に削減し、平成 17 年に全廃することがモントリオール議定書締約国会合において合意されている。平成 15 年度は、平成 3 年度の生産量を基準として 70 %削減することとなっている。このため、野菜や花き類等の土壌消毒剤として用いられている臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の開発・普及を引き続き推進する。

ウ 生物多様性の保全に向けた取組

平成 14 年 3 月に策定された新・生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性を保全し、持続可能な形で利用していくような生産活動を推進する。また、遺伝子組換え生物の利用が生物多様性の保全とその持続可能な利用に悪影響を与えることがないように、遺伝子組換え生物の利用等による生物の多様性への影響を防止することを目的とした「生物多様性条約カルタヘナ議定書（仮称）」の締結に向け、関係省と共同で新たな法的仕組みや体制の整備を進める。

12 農業資材の生産及び流通の合理化

農業生産に不可欠な農業生産資材について、農業経営における資材費の低減、新資材・技術の開発、安全性・品質の確保を図るため、農業生産資材の生産及び流通の合理化の促進、その他必要な対策を総合的に実施する。

(1) 農業生産資材の低減対策

生産資材費の低減を図るため、平成 13 年に改定された関係団体及び都道府県の「農業生産資材低減のための行動計画」に基づく取組を推進するとともに、

(ア) 都道府県が選定した資材費低減推進地区において、当該地区について作成する資材費低減推進方針に基づき、

① 高度物流情報システムの開発・設計、一貫パレチゼーションの導入等による肥料等物流の合理化

② 農作業受委託調整システムの開発により、「農業機械銀行」の機能強化

③ 農業機械のリースレンタル方式の推進等による農業機械の利用の効率化

④ 低コスト資材の活用や資材の効率的利用等を行う資材費低減モデル経営の実証・普及等、資材情報の提供、物流の合理化、安価な資材の普及、合理的な利用の推進等対策を推進する。

(イ) 使用済農業生産資材の適正処理の普及啓発等を推進する。

(ウ) 配合飼料価格が大幅に上昇した場合、配合飼料価格安定対策に基づく異常補てん金等を交付することにより、畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定に資する。

(2) 新たな農業生産資材の開発等

農業の生産性の向上、自然循環機能の維持増進等を図るため、有機質肥料や生物系農薬の生産基盤技術の研究・開発や農業経営の革新を可能とする次世代農業機械・技術の開発を行う。

(3) 農業生産資材の安全性・品質の確保

肥料及び農薬の安全性・品質の確保、農作業事故の防止を図るため、

(ア) 農薬の埋設地点の環境調査及び埋設農薬の掘り出し・保管等による適切な管理状態の確保

(イ) 農薬適正指導アドバイザー（仮称）の育成や無登録農薬の販売取締り、農薬の適正な販売に向けた研修指導等農業者等に対する農薬適正使用の徹底

(ウ) 使用済農薬の適正処理技術の開発並びに適正な回収・処理システムの検討等の対策を推進する。

IV 農村の振興に関する施策

1 農村の総合的な振興に関する施策

(1) 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策

(ア) 都市と農山漁村が共生・対流する社会を実現するため、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けた対策を関係府省と連携しつつ総合的に推進する。

(特集 3-(1)参照)

(イ) 農振法に基づく農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農村における土地の農業上の利用と他の利用との適切な調整を図る。

① 農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」や法定化された農用地区域の設定基準等の周知徹底を図るとともに、その円滑かつ適正な運用を推進する。

② 「農用地等の確保等に関する基本指針」を踏まえた都道府県の「農業振興地域整備基本方針」及び市町村の「農業振興地域整備計画」の改定を更に促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等土地利用に関する市町村の主体的な取組みを促進する。

(ウ) 農村の経済を支える多様な産業の振興を図るための基盤として、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進する。

① 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を整備する。これは農業をはじめとした多様な産業の振興に寄与し、地方部の経済・社会を支えるのに不可欠なものとして今後とも整備を行う。

② 地方道は、高速自動車国道や一般国道を補完して地方の幹線道路網の一部を構成し広域的な生活圏域を形成するとともに、各種地域振興施策の実現、地域の生活環境の向上を図る上で欠くことのできない重要な社会基盤施設であり、限られた予算の中で必要な整備水準を確保するため、各地域のプロジェクト等の計画と整合をとり計画的に整備を推進する。

(エ) 農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進する。

① 平成 15 年度以降五箇年間の道路整備については、「社会資本整備重点計画（仮称）」に即して、各事業分野と整合性の確保を図りながら、「①選択と集中、無駄なくスピーディーにサービス提供」「②既存ストックの有効活用」「③事業の透明性・アカウンタビリティの向上」「④既存制度の見直し」という視点に立って、「①活力～都市再生と地域連携による経済活力の回復～」「②暮らし～生活の質の向上～」「③安全～安全で安心できる暮らしの確保～」「④環境～環境の保全・創造～」の各施策テーマについて重点的、効果的かつ効率的に推進する。

② 下水道の整備について、社会資本整備重点計画（仮称）に基づき、重点項目である普及促進、浸水対策、水質保全・高度処理等を引き続き推進する。特に、整備の著しく遅れている町村下水道の整備等を重点的に実施する。

③ 農村を含め国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を推進するため、第八期住宅

建設五箇年計画に基づき、良質な住宅ストックを形成し、それを適切に維持管理し、市場の中で円滑に流通させることができるよう、住宅市場の環境整備を図るほか、適切な市場の誘導・補完を行い、併せて福祉・医療施設等関連する分野との連携を強化しつつ、「国民の多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの整備」「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」「都市居住の推進と地域活性化に資する住宅・住環境の整備」「消費者がアクセスしやすい住宅市場の環境整備の推進」を基本課題として位置づけ、計画的に施策を推進する。

- ④ 「個性と活力ある都市、農村づくり」等の重点課題に対応した農村等における都市公園等の計画的な整備を推進する。

(2) 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進

ア 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備

- (ア) 農業用水の有する農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄、景観形成、親水、生態系・水質保全等の地域用水機能の発揮や循環かんがい施設等渇水時のかんがい用水の有効利用に配慮した地域用水環境整備事業を推進する。
- (イ) 農業用排水の水質保全と併せて農業集落の生活環境の改善を図る農業集落排水施設の整備を推進するとともに、農業集落排水汚泥等の有機性資源の循環利用や処理水の農業用水としての再利用を図り、農村における資源循環を促進する。
- (ウ) 農業集落排水資源循環統合補助事業において、P F I 事業による農業集落排水施設等の整備を国庫補助の対象に追加し、P F I の活用を推進する。
- (エ) 生活排水の処理水質の改善が必要な地域において、農業集落排水施設で効率的に高度処理を行うため、遠隔監視手法等の有効性を実証するための実験事業を行う。
- (オ) 農村振興基本計画等に掲げる農村振興の目標を達成するため、地域住民の参加の下、高齢化福祉、環境保全等多様なニーズに応じた整備等を総合的に行う農村振興総合整備事業を推進するとともに、これに併せて、住民参加による検討会等の取り組みを支援する農村振興総合対策支援事業を実施する。
- (カ) 地域全体の振興計画の作成、住民運動、むらづくりのための人材育成、専門的アドバイザーの派遣等の施策を実施する。
- (キ) 地方公共団体、農業関係機関等公的機関の情報通信ネットワークを構築するとともに、農村におけるCATV施設等を核とした大容量及び双方向の通信を可能とする情報通信基盤をモデル的に整備する。また、農村集落機能の再編・強化、市町村合併後の新たなむらづくり支援に向けて、高速インターネット情報基盤等の整備を推進する。
- (ク) 地域のニーズに応じて、田園住宅、公園用地、コミュニティ施設、集落道、集落農園、情報基盤、地域資源利活用施設等の整備を選択的かつ総合的に実施するため、むらづくり基盤整備事業(コア事業)と位置付けられている農村振興総合整備事業(むらづくり基盤型)については、ほ場整備等の農業生産基盤と農業集落排水施設、農村公園等の農村生活環境

基盤を総合的に整備する。

- (ケ) 水と土を中心とした農村の地域資源を歴史的、文化的観点から再評価し、地域の特性を活かした伝統的農業施設、美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備(田園空間博物館の整備)等を実施する。
- (コ) ほ場整備による優良農地の確保、保全と併せて地域の活性化のため、換地の手法を活用し、公共用地や宅地等地域の多様な土地需要に対応した非農用地を創出するとともに、既存集落と一体的に生活環境を整備することにより、潤いのある田園居住空間を創造する。
- (サ) 地域が主体となった個性あるむらづくりを積極的に推進するため、農村振興総合整備統合補助事業等の複数の事業について、市町村への補助金を一括交付し、市町村自らの裁量により予算を配分できる「むらづくり総合整備事業」を創設する。
- (シ) 特殊土地地帯対策事業計画に基づき、災害を受けやすい特殊土地地帯において、治山、治水及び農地改良等の関係公共事業を計画的に実施する。
- (ス) 農地等の農業生産基盤に対する災害等の未然防止対策であるため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業の実施を通じて、地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。(特集3-(4)-イー(イ)-①参照)
- (セ) 事業の緊急性・効率性等についての客観的な指標等により、地域住民に対し農地防災事業の効果等を広く情報提供し、農地防災事業についての関心・理解を深め、地域社会に貢献する広域的な農地防災事業を推進する。(特集3-(4)-イー(イ)-②参照)

イ 生活環境の整備その他の福祉の向上

災害に対して安全で安心できる地域づくり、生活空間の快適性を向上するためのバリアフリー化の観点も踏まえた基礎的インフラの整備及び複数市町村による公共公益施設の共同整備・共同利用等による地域の存立基盤や生活支持機能の確保に資する地域づくり、また、地域の発意による豊かな自然、歴史、文化など地域固有の資源を活用した魅力や活力ある自立的な地域づくり並びに定住の促進など生活環境の整備、福祉の向上を総合的に実施する。

(ア) 交通

農村の生活環境を向上させ、輸送の合理化、参加と連携による地域づくりに寄与し、安心できる暮らしの実現に資するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進する。また、安全な生活環境を確保するため、交通安全施設等の整備等による安全な通学路等の道路空間の確保などの交通安全施策を推進する。

また、地域における生活の足の確保に資するバス等の交通体系の形成を図るとともに、効率的な物流ネットワークを構築する。

- ① 日常生活の基盤としての市町村道から骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備する。
- ② 交通事故の防止を図り、併せて道路交通の円滑化を確保するため、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、自動車駐車場等の交通安全施設等の整備を推進する。
- ③ 地域連携の強化等により公共・公益施設の共同利用・整備等地域住民の利便性の向上、地域の特色を生かした産業の振興等を複数市町村により形成される圏域において計

面的・総合的に推進するための支援を行う。

- ④ 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業により推進する。
- ⑤ 市町村の合併による行政サービスの向上や効率化を支援するため、新市町村内の拠点を連絡する道路等の整備を市町村合併支援道路整備事業により推進する。
- ⑥ 踏切における交通渋滞・事故対策、鉄道の高速化を推進し、地域の活性化を図るため、道路管理者と鉄道事業者が一体となり都道府県、市町村と連携して踏切道等総合対策プログラムを策定し、踏切除去や踏切改良等を緊急的かつ重点的に推進する。
- ⑦ 生活者の豊かさと活力ある地域づくりを支援するため、地区の関係者が一体となって、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られた道路整備や、誰もが安全で使いやすい道路整備をくらしの道づくり事業により推進する。
- ⑧ 国民のニーズの多様化に対応していない中心市街地は、魅力が感じられないことから集客力が低下し、商店街が不振に陥っているケースが各地で見られており、このような商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上やアクセシビリティの確保等にかかる事業に対し、賑わいの道づくり事業による面的で総合的かつ重点的な道路整備を推進する。
- ⑨ 自然環境と調和し、地域の個性ある道路空間の形成を図るには、地域特性に応じた多様な道路整備を推進していく。特に、森林等の自然環境が豊かな地域では、周辺の景観や生態系と調和した道づくりや、木材等の地場産品を活用した地域の個性を生かした道づくりが求められているため、道路整備において地域の潜在自然植生を活用した樹木植栽工法による法面緑化や、木材を活用した道路構造物の整備等を木の香る道づくり事業により積極的に推進する。
- ⑩ 交通の安全を確保し、併せて心身の健全な発達に資することを目的として、大規模な自転車道のうち整備の必要性の極めて高いものについて、大規模自転車道の整備を推進する。
- ⑪ 地域の人々により発案され、道路空間において展開される地域の魅力づくりのための多様な活動を支援するため、歩道、休憩所等の整備を行う地域主体の魅力づくり事業を推進する。
- ⑫ 運行に係る欠損補助や車両の購入費補助等地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、車両等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施する。
- ⑬ 地域間の円滑な物流を確保するため、物流の高度化・効率化に資する海上ハイウェイネットワークの構築を推進する。

特に、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備を推進し、これらターミナルからの陸上輸送半日往復圏人口カバー率の向上を図る。

(イ) 情報通信

都市とそん色のない高水準の情報の提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向

上に資するため、民間主導原則の下、高度な情報通信基盤の整備を推進する。

情報通信技術（ＩＴ）革命の進展に対応して、民間事業者等による家庭やオフィスまでの高速大容量の情報通信ネットワークの早期実現にも資するよう、道路、河川等の施設管理用光ファイバー及びその収容空間等の積極的な整備、開放を推進する。

- ① 移動通信サービスが使えない状態や民放テレビの難視聴、民放中波ラジオの受信障害の解消を図るための施設・設備及び地域公共ネットワークの整備を行う情報通信格差是正事業等を推進する。
- ② ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信メディアを用いて地域社会の振興を図るテレピア計画や放送型ケーブルテレビシステムの整備に必要な資金の融資を行うケーブルテレビ普及支援の一環として、農村においても情報通信システムの整備を推進する。
- ③ 大河川氾濫時や土砂災害発生時における人命喪失等重大な被害の発生を回避し、ハード、ソフト両面から水害、土砂災害に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設やＣＣＴＶ（監視カメラ）、浸水センサー、ＧＰＳによる斜面監視等の観測・監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を推進する。また、インターネットや携帯電話を活用し、リアルタイムの雨量、河川水位、水防警報等の防災上有用な情報を広く国民に提供する。さらに、河川の流況などのライブ映像を指定公共機関である NHK に提供することにより災害の情報が TV 報道を通じて国民に提供されるようにする。

（ウ） 衛生

ナショナルミニマムの実現の観点から、農村における污水处理施設や上水道等の整備を推進する。

- ① 下水道未整備地域の生活雑排水及びし尿の合併処理により生活環境悪化の防止を図る「浄化槽設置整備事業」を推進するとともに、集合処理に比べ、浄化槽による污水处理が経済的に効率的である地域等において、市町村が個別の浄化槽の面的整備を行う「浄化槽市町村整備推進事業」を推進することにより、農村における污水处理施設の整備を図る。
- ② 公共下水道及び特定環境保全公共下水道において、複数の下水道施設などを共同化・共通化及び集中監視・制御する等により、効率的な下水道の整備及び管理を引き続き推進する。
- ③ 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽について、十分な連携・調整を図りながら、都道府県が策定する構想に基づき、地域の特性等に応じた計画的・効率的な整備を引き続き推進する。
- ④ 農業集落排水施設と下水道の接続による連携についても引き続き行う。また、農村地域における污水处理施設整備を効率的に推進するため、農水省と環境省・総務省が連携し、地域の実情に応じて、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を引き続き行う。

（エ） 教育

農村における適切な教育環境の整備を推進するとともに、文化施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備を推進するほか、地域の連携、学校施設の公共利用等による教育施設等の効率的かつ高度な利用を推進するため、地域住民によるスポーツに関する活動を行う拠点となるスポーツ施設を整備する地方公共団体を支援する「社会体育施設整備事業」や地域住民の学習拠点としての機能向上を図るため、社会教育施設の情報化等を促進する「学習拠点施設情報化等推進事業」の推進を通じて、農村における社会教育施設の整備を図る。

(オ) 文化

農村において受け継がれてきた多様な伝統文化について、その保存及び継承等を推進する。

- ① 「文化財保護法」に基づき、農村などの生産、生業等に用いられる農具や衣服のうち、特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定し、また、農村等に継承される風俗習慣及び民俗芸能のうち、特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業に対する補助を行う。
- ② 農村地域に残る棚田や里山とうについて、文化的景観の保護の観点から保存・整備・活用を図るとともに、農林水産業に関連する文化的景観についての調査研究及びその保存・整備・活用のための適切な方策について検討を進める。
- ③ 「文化財保護法」に基づき、農村に残されている歴史的な集落、町並みを重要伝統的建造物群保存地区に選定するとともに、その保存・活用に対する支援を行う。
- ④ 地域の水に係わる自然・歴史・文化の保全、保存、復活に資するため、下水処理水・雨水の利用によるせせらぎの創出等地域特性を生かした下水道整備を図る。
- ⑤ 住宅マスタープラン等を活用し、地域の住文化を生かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給促進を図ることにより、個性ある豊かな居住環境の整備を推進する。

(カ) 医療

農村を含めたへき地における医療を確保するため、へき地医療支援機構について、常勤医師に限らず非常勤医師を配置する方式によるものを新たに選択できることとする等により、未設置の都府県における整備促進を図るとともに、へき地医療拠点病院、へき地診療所、へき地患者輸送車、へき地医療情報システム等の整備やへき地における巡回診療を推進するなど、第9次へき地保健医療計画に基づく広域的なへき地医療対策を着実に推進する。

(キ) 住宅・宅地

UJIターン、田園居住等による地方定住の促進を図るため、良好な居住空間を確保し、地域の文化、景観を含む地域資源を生かしながら魅力と個性を備えた住宅・宅地の供給を着実に促進する。

- ① 豊かでゆとりある居住を実現するため、良好な居住環境を有する優良田園住宅、特定優良賃貸住宅等の供給促進を図る。
- ② 高齢化の進展に対応し、バリアフリー化された賃貸住宅等の供給を促進するとともに、住宅施策と福祉施策との連携によるシルバーハウジングや高齢者向け優良賃貸住宅等の

供給促進により、高齢者が安心して生活できる居住環境整備を推進する。

- ③ 自然豊かな都市の郊外部において、ゆとりある田園居住を推進するため、都市近郊の集落地域等において営農条件と調和した良好な生活環境の整備を図るとともに、市街地周辺において秩序ある土地利用のもとに自然景観と調和した居住環境を備えた郊外型住宅地の整備を計画的に推進する田園居住区整備事業を実施する。
- ④ 新ふるさとマイホーム推進事業を推進し、良好な居住環境を有する「新しいふるさと」への住み替え等を促進することにより、地域の活性化や健全な発展等に寄与する宅地開発事業の促進を図る。

(ク) 防災

地域の社会経済を支え、安全で安心できる暮らしの確保を促進するため、治水対策、治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路ネットワークの構築、道路防災対策等を推進する。また、除雪等の冬期道路交通の確保等を推進する。さらに、地域の実情に応じて必要な農地防災、農地保全等を推進する。

- ① 近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況に鑑み、山腹崩壊、土石流等の山地災害や風害、飛砂の害、潮害を未然に防止するため、復旧治水、予防治水、防災対策総合治水、保安林改良、海岸防災林造成等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。
 - ② 高齢者等の災害弱者にとって、被災後の復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が慢性的に発生している地域において、概ね5年間で被害の解消を図るべく床上浸水頻発地区緊急解消対策を実施する。
 - ③ 局地的な水需要や渇水時の取水の安定性を確保するためや、地域的な治水安全度向上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進する。
 - ④ 自力避難が困難な高齢者等の災害弱者を土砂災害から守るため、老人ホームや病院等の災害弱者関連施設に係る土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施する。
 - ⑤ 近年激甚な洪水・土砂災害が頻発していることから、被災地域の再度災害を防止するための制度を活用する等、被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策を短期集中的に実施する。
 - ⑥ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、基礎調査に対する補助制度により土砂災害警戒区域等の指定等を促進し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害防止対策の推進を図る。
- また、土砂災害による被害の軽減を図るため、地方自治体の防災活動や住民の警戒避難行動等を支援することを目的に、国土交通省の河川局砂防部と気象庁が連携して、土砂災害に関する情報伝達を推進する。
- ⑦ 地域の日常生活や災害時の緊急活動等を支える道路について、法面对策や橋脚耐震補強などの防災・震災対策を進めるとともに、豪雨等による地域の孤立解消や医療施設へ

のアクセス確保等、生命線となる幹線道路を計画的に整備する。

- ⑧ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進する。
- ⑨ 浸水実績図、土砂災害危険区域図の作成及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の効用と災害への備えの充実を図る。また、水防法に基づく浸水想定区域図を活用した、洪水ハザードマップの作成・普及の促進を図る。

(ケ) 公園

農村における日常的なレクリエーション活動の場として、農村公園の整備を推進する。また、農村における良好な生活環境の形成、住民の文化、スポーツ面での都市的ニーズへの対応などを目的とした都市公園等の整備を推進する。

(コ) 福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、ホームヘルパーの育成、公共施設のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を実施する。

- ① 地方公共団体における、平成15年度を初年度とする第2期介護保険事業計画の内容を踏まえ、要介護高齢者のニーズに応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を、農村においても引き続き進める。
- ② 農村等における訪問介護員の養成に対する支援や、高齢者が安全に安心して活動できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進する。
- ③ 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、幅の広い歩道の整備等により、歩行空間のバリアフリー化を推進する。
- ④ 歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを支援するため、豊かな景観・自然、歴史的・文化的施設等を連絡でき、生活者がゆとりとるおいの実感できる質の高い歩行者空間形成のための道路整備をウォーキング・トレイル事業により推進する。

2 中山間地域等の振興に関する施策

国土面積の約7割を占める中山間地域等は、食料を安定的に供給するだけでなく、国土・環境の保全等の多面的機能を有している。しかし、近年は、過疎化・高齢化が急激に進行し、耕作放棄地が増加するなど、多面的機能が適切に発揮されないおそれが生じてきている。

このため、農業の生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、地域の基幹産業である農業及び関連産業の振興、他産業の振興等による多様な所得機会の確保、生活環境の整備等の施策について、広域的・計画的な実施の観点から都道府県が策定する「地域別振興アクションプラン」等に即し、中山間地域等の総合的な振興を図ることとする。

(1) 農業その他の産業の振興による就業機会の増大

- (ア) 冷涼な気候や標高差等中山間地域の特性を生かした新規作物等の導入や高付加価値型農業の推進し、また、当該地域における就業機会の増大を図るため、集出荷施設や直売施設等を整備する「新山村振興等農林漁業特別対策事業」等を実施する。
- (イ) 山村からの提案に基づき、産業・文化等に係る先進的な施策への支援を通じて山村地域の活性化を図る「個性ある山村地域の再構築実験事業」を実施する。
- (ウ) 就業機会の確保を図るため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく工業等の導入、地域の個性を生かした内発型の地場産業の振興を促進する。
- (エ) 交通条件が極めて悪い奥地等において、産業の振興と生活環境改善のため、基盤となる道路整備の計画に対して、重点的な整備を支援する。
- (オ) 過疎地域市町村の実施する地域活性化のためのソフト事業のうち、モデルとなり得る取り組みを支援し、過疎地域の活性化を図る「過疎地域等活性化推進モデル事業」等を実施する。
- (カ) 過疎地域等において、総合的生活関連情報や産業・文化関連情報を効果的に収集・提供することによって、新たな連帯・連携意識の醸成、地域資源を活用した新たな産業の振興及び情報による地域間交流の推進等を図るための施設の整備を支援する「地域情報交流拠点施設整備事業」及び「加入者系光ファイバ網設備整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進する。
- (キ) 過疎地域の持つ自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有効に活用し、ゆとりある生活に向けた国民一般のニーズにも対応しつつ、人・文化・情報等の交流を図ることを可能とする施設の整備を支援する「地域間交流施設整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進する。

(2) 生活環境の整備による定住の促進等

- (ア) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、人口の流出、高齢化の急速な進行等にある中山間地域において、それぞれの地域の立地条件に沿ったほ場整備、農道等の農業生産基盤の整備と併せて、農業集落排水施設や農村公園等の農村生活環境基盤等の整備を総合的にを行い、農業・農村の活性化を図ることによって地域における定住の促進、国土・環境の保全等を推進するため、中山間総合整備事業を実施する。
- (イ) 生活環境の整備を図る観点から、過疎地域対策、山村地域対策等の一環として道路、水道、污水处理施設等の整備を促進する。

また、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、豪雪地帯対策特別措置法等に基づき、他の地域に比較して低位にある地域等において、地域の活性化、住民福祉の向上、産業の開発等のための道路整備の推進及び定住促進のための良質な住宅供給、居住環境整備の促進を図る。

更に、離島振興法等に基づき、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・強

化、輸送の安定性の確保等による地域生活の利便性の向上等のための港湾整備を推進する。

加えて、下水道の整備を、過疎市町村に代わり都道府県が一部代行して実施する都道府県代行制度の対象要件を拡充し、生活環境の整備を引き続き推進する。

(3) 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策

(ア) 担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、以下の基準により中山間地域等直接支払制度を引き続き実施する。

① 対象農用地は、「特定農山村法」や「山村振興法」等の地域振興立法の指定地域等の農用地区域のうち、傾斜等により農業生産条件が不利な1 ha以上の一団の農用地とする。

② 対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第3セクターや認定農業者等が耕作放棄される農用地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。

③ 単価は、平地地域との生産条件の格差の8割相当額とする。

(イ) ふるさとで育まれてきた里地や棚田等の保全を図るため、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。(特集3-(4)-ア参照)

(ウ) 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランの策定及び資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデル的整備を行う。

(4) 鳥獣害対策の推進

中山間地域において野生鳥獣による農林業被害が多発し、深刻な問題となっていることにかんがみ、鳥獣害対策を推進する。

(ア) 農作物の防護柵等の被害防止施設の設置、鳥獣の移動に伴う影響等の広域動向調査、被害防止に必要な知識の普及、地域における技術指導が可能な指導者の育成及び効果的な被害防止技術の実証による被害防止システムの確立並びに追い払い等のための自衛体制の整備等を推進する。

(イ) 野生鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減する農林生態系の管理技術の開発等の試験研究、森林・特用林産物について被害防止のための鳥獣害防止施設の設置、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備並びに広域的な有害鳥獣駆除活動体制の整備等を推進する。

3 都市と農村の交流等に関する施策

(1) 都市と農村との交流の促進

(ア) グリーン・ツーリズム、農業・自然体験学習等を通じた農山漁村の振興

都市住民を中心に、ゆとりある生活や豊かな自然や美しい景観に「やすらぎ」を求める傾向が強まってきている。

このようなニーズに対応してグリーン・ツーリズム等の推進や「市民農園整備促進法」「特定市民農園制度」の普及・啓発等を通じて市民農園等の整備を促進することにより、都市住民等の農作業による健康づくりや高齢者の生きがいづくり、家族がともに土とふれあうこと等、レクリエーションとしての市民農園に対するニーズにこたえとともに、農村地域における就業機会の確保を図ることとする。

また、都市及びその周辺の都市的地域は、新鮮で安全な食料の供給や都市住民が農業に触れ合う機会を提供する役割を有しているため、その振興に資する施策を推進することとする。

(特集3-(1)参照)

(イ) 都市と農山漁村の情報交流の拡大、交流・連携活動の活発化及び交流・連携等を担う多様な主体の育成を図るため、以下の施策を講じる。

- ① 都市と農山漁村の市町村や住民等の連携による交流を推進するため、先導的な事業について、交流活動を一体的に支援するとともに、連携のきっかけとなる情報サイトをインターネット上に整備する。
- ② 地域間の交流や連携に係る取組みや、農山漁村等における地域づくり団体の活動を推進することにより、地域づくりの推進を図る。
- ③ 北海道において「わが村は美しくー北海道」運動の一環として、地域住民の主体的な参加による美しい景観(環境)の保全・形成や地域特産物のブランド化などの取組を表彰するコンクールを実施すること等により、これらの取組を支援する。

(ウ) 国土空間の有効利用を図り、地域ブロックの自立的な発展を支える高規格幹線道路や地域高規格道路など規格の高い幹線道路の整備を推進する。特に広域的交流を支援する循環型ネットワークの構築を重点的に整備を進める。

また、民間主導が原則の高度情報通信社会の早期実現に向け、道路における情報ハイウェイ(道路管理用光ファイバー及びその収容空間)の構築を推進する。

- ① 高規格幹線道路については、交流ネットワークの充実により地域ブロックの自立的な発展や物流の効率化などを支援するため、21世紀初頭の14,000kmのネットワーク概成を目指し、重点的な整備を推進する。

地域高規格道路については、高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成、地域相互の交流促進や空港・港湾への連絡等を強化するため、既存ストックの活用を図りつつ長期的に6,000～8,000kmの整備を図るべく事業を推進し、物流の効率化や社会・経済の高コスト構造の是正を通じた国際競争力の向上等を図る。

- ② 民間主導による光ファイバー網整備の原則の下、事業者への負担軽減、国道等幹線道路の道路空間の一層の活用のため、道路管理用光ファイバー網及びその収容空間(情報BOX等)の民間事業者等による活用のための環境整備を図る。
- ③ 地震等の大規模災害時における即応体制の確保など、公共施設の管理の高度化による道路の安全性・信頼性の向上を図るため、道路管理用光ファイバーを整備する。
- ④ 安全・円滑な道路交通の確保、道路利用者の利便性向上等の効果が見込まれるITS

(高度道路交通システム)について、道の駅や携帯端末による道路情報の提供など地域の特性やニーズに合わせた地域レベルのITSを推進する。

道路の情報化と併せ、センサー等のITS関連施設の整備を推進し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図る。

(エ) 優良田園住宅等の良質な住宅・宅地供給を促進するとともに、これとあわせた地域の交流を促進するための基盤等の整備による質の高い居住環境整備を推進する。

(オ) 豊かな自然環境を有する農村は、国民にとって安らぎの場であり、学習・体験の場であり、地域固有の資源を生かした個性ある地域づくりにより、都市部の人々を魅了するポテンシャルがある。このような魅力を高める地域づくりを行うことによって、都市住民との交流を増し、地域の活発化を図る。

① 女性や高齢者ドライバーの増加、長距離トリップの増大等に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっている。「道の駅」の整備により、このような休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進する。

また、「道の駅」の質の向上を図るため、利用者の評価にもとづく「道の駅」の推薦を行う。

② 地域経済の浮揚及び雇用の創出を図るため、地域活性化インターチェンジ制度により、一般道路事業と地方道路公社による有料道路事業を組み合わせる高速自動車国道の追加インターチェンジの整備を推進する。

③ 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)及びその周辺地域について、地域の特色を生かしつつ、人の出入りを確保して一体的・計画的な整備を推進する。

④ 観光資源等へのアクセス道路の整備に加え、拠点となる地域振興施設の整備や、地域イベントの開催を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進する。

⑤ ダムを活かした水源地域の自立的、継続的な活性化のために、水源地域の自治体・住民等とダム事業者・管理者との共同による「水源地域ビジョン」の策定を推進する。

(カ) 魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を生かした交流ネットワークの拠点となる「水辺プラザ」の整備等を推進する。

(キ) 環境学習や自然体験など、水辺における活動を活性化するため、地域の市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となり、「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進するとともに、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な場合、「水辺の楽校プロジェクト」によりワンドや水辺に近づきやすくする河岸整備などを行う。

(ク) カヌーやラフティングをはじめとした水面利用や自然体験活動など、河川をフィールドとした活動が活発化、多様化していることを踏まえ、カヌーポート等の整備を図るとともに、全国の川で活動する市民団体等で構成される「川に学ぶ体験活動協議会(RAC)」と連携し、川で安全に活動するための指導者、ガイドの育成を進めるなど、リバーツーリズムを推進する。

- (ケ) 渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する、自然河川や、湿地・干潟などウェットランドの保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度を増加させるなどの自然再生事業を推進する。
- (コ) 河川やその周辺部の水域において、魚類をはじめとする水生生物の生息環境を改善するとともに、人と自然がふれあえる地域整備を促進するため、河川、水路、ため池等の水路結合部の段差の解消や魚のすみか・避難場所の創出（ワンド、ビオトープの設置）など、関係省庁との連携施策である「魚がすみやすい川づくりの推進～水域生態系ネットワーク整備～」を複合的に実施する。
- (サ) 川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、市町村の個性を生かしたまちの顔を創出する「ふるさとの川整備事業」、堤防を広げるとともに桜等を植樹し、憩いの場を創出する「桜つつみモデル事業」を推進する。
- (シ) 土砂災害防止対策により安全で利用可能な空間を新たに創出し、自然・社会特性を生かした観光拠点や公園の整備等の地域づくりを支援する、砂防ランドスペース創出事業やふるさと砂防事業、特定利用斜面保全事業等を積極的に実施する。
- (ス) 歴史的価値を有する砂防施設を広く国民に理解してもらうとともに、地域の活性化を支援するために、文化庁と国土交通省の連携により、歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインに基づいた周辺整備等を砂防学習ゾーンモデル事業等により推進する。
- (セ) 砂防事業を実施している地域は自然条件が厳しい一方、景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっており、自然的、社会条件を勘案し、個々の溪流の特色を生かした、砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを実施する。
- (ソ) 自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ斜面の安全度を向上するため、既存樹木等を生かした「緑の斜面工法」を積極的に導入し、安全で緑豊かな斜面空間を創出する。
- (タ) 半島地域と都市間等において、NPOや地域住民等が主体となって行う観光、福祉、教育、文化等を通じた交流・連携ネットワークの形成を促進する取組を支援する事業等を行う。
- (チ) 観光や水産業など地域の産業や資源を最大限に活用して、市民の合意の下で「みなとまちづくり」を推進し、都市と農山漁村の交流拠点の形成を図る。また、半島地域と都市部等内外との多様な交流・連携を促進するための交流事業を実施する。

(2) バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

さらに、バイオマスの利活用を促進し、地球温暖化の防止への対応、循環型社会への移行の加速化、農林水産業の新たな発展及びバイオマス関連産業の戦略的産業としての育成を図るため、「バイオマス・ニッポン総合戦略」を強力に推進する。

(特集3-(3)参照)

V 団体の再編整備に関する施策

(1) 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

①農家組合員に最大限のメリットを発揮することができるような農協系統組織への見直しの観点から、また、②農協系統金融機関の総合力を最大限に発揮し、農林中央金庫・信用農業協同組合連合会・農業協同組合が全体として「一つの金融機関」として機能するような農協系統信用事業への見直しの観点から、平成 13 年度に制定された農協改革 2 法（「農業協同組合法等の一部を改正する法律」及び「農林中央金庫法」）の着実な実施を図る。

具体的には、地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、農林中央金庫の定める農協系統信用事業の再編・強化に関する基本方針（自主ルール）に基づく農協系統金融システムの構築、経営管理委員会制度の導入等によるマネジメント体制の確立や農業協同組合中央会による監査体制の充実等、基本法の基本理念の実現に向けた農協系統の事業・組織の改革を引き続き推進する。

更に、特に改革の進展が遅れている営農・経済事業を中心とした農協改革を促進していくために、農業者のみならず、消費者、経済界等国民各層の参画を得て、昨年度に設置された「農協のあり方についての研究会」（平成 14 年 9 月 27 日設置）での最終報告（平成 15 年 12 月 10 日報告）を踏まえ、●等の措置を進めていく。

また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、引き続き農協系統に対する検査を実施する。

(2) 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

農家戸数の減少等を踏まえた組織体制の適正化を図るとともに、広域連携や設置の見直しの推進等組織の効率化を図る。

また、農業委員会による農地の流動化、担い手の育成等の構造政策への積極的取組を支援するため、農地・農家等に関する情報の電子化及びそれらの情報を視覚化する地図情報システムの整備等を推進する。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所による農地の利用集積、新規就農の促進、農業経営の法人化等の取組を支援する。

(3) 農業共済団体の再編整備に関する施策

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、農業共済組合等の広域化を着実に推進するとともに、平成 11 年における農業災害補償制度の改正により新たに途が拓かれた農業共済事業の二段階制について、地域の意向を踏まえた適切な指導を行う。

(4) 土地改良区の再編整備に関する施策

土地改良区は、食料の安定供給の基盤となる農地や農業水利施設を整備するとともに造成さ

れた施設を管理する中心的な主体であり、農業の持続的な発展や国土・環境保全に大きな役割を担っている。しかしながら、現状では、零細・小規模で財政基盤が脆弱なためその役割を十分に果たせなくなっている土地改良区が多数存在している。そのため、水利系統単位または市町村単位に土地改良区の統合整備を推進し、事業運営基盤の強化を図ることを目標に、引き続き合併等に対する助成措置を実施する。

VI その他重要施策

1 農林水産統計・情報の新たな展開

農林水産統計情報については、農林水産業の構造改革の推進、新たな基本法の下での森林・林業施策、水産施策の展開等農林水産施策全般の改革及び農林水産業や関連産業の実態に即し、また、消費者の関心にも応え、効率化・重点化を図りつつ、より一層的確かつきめ細かな統計情報の収集、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を推進する。

(1) 新規政策ニーズに即した統計の重点化

農林水産統計については、構造改革の推進等農林水産施策全般の改革、農林水産業・食品産業等関連産業の実態に即し、効率化・重点化を図りつつ、新規政策ニーズに即した統計の収集、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を推進する。

このため、以下の拡充を図る。

- (ア) 食料消費・食品産業統計を充実するため、流通コストと流通段階別価格を総合的に把握し、生産から消費までの流通実態や家庭・外食での食料消費の実態を把握するとともに、食品産業におけるトレーサビリティシステムの導入状況の実態等を把握する。
- (イ) 多品種少量生産等多様化に対応するため、有機農業等地域の特色ある農業経営の実態を把握する。
- (ウ) 農業構造改革に向け、農業生産の多様な担い手の経営多角化の実態や、地域・営農類型ごとの農業経営の実態を把握する。
- (エ) 2005 年実施予定の農林業センサスにおいて、農林業経営体に着目した調査体系とするとともに、農林業地域の実態を総合的に把握する調査体系への見直し検討を行う。
- (オ) IT化に対応した統計情報の収集、集計・分析、提供の合理化・効率化の推進を図る。

(2) 情報受発信の推進

- (ア) 適時・的確な情報発信を行うため、緊急を要する政策課題に関する国民のニーズや理解浸透度を迅速に把握するため、「緊急・重要情報フィードバック・システム」を整備する。
- (イ) 農林水産情報センターの活動を通じ、消費者をはじめとする国民への情報の受発信を推進するため、移動巡回情報ブースによる「食」と「農」の情報提供の推進、ホームページによる消費者・都市住民等を対象とした「食生活・食品情報コーナー」、「都市・農山漁村の交流情報コーナー」を設置する。

2 農林水産分野の情報化と電子政府の実現

ITは多面的に活用できる手段であり、「食の安全と安心の確保」、「農業の構造改革の加速化」、「都市と農山漁村の共生・対流」という『「食」と「農」の再生プラン』の課題を具体化するためにも積極的な活用が必要となっている。

このため、農山漁村地域における情報通信基盤の整備、IT指導人材の育成や講習会の実施、

電子商取引のためのシステムの開発・普及、トレーサビリティシステムの導入、農地・森林に関する地理情報システム（GIS）の整備等を推進する。

また、農林水産行政の情報化を促進するため、行政手続の電子化のための申請フォームの作成、政府調達電子化等を推進する。

3 食糧行政に係る業務運営及び定員の合理化

食糧管理特別会計の繰越損失が拡大していることを踏まえ、その早急な収支改善を図るべく米麦に係る施策全般の見直しに取り組む。

また、食品安全委員会及び消費・安全局（仮称）の新設に伴い食糧庁組織を廃止し、これにあわせ、主要食糧事務を担うため、総合食料局に食糧部（仮称）を設置するとともに、食糧事務所を地方農政局に統合・再編の上、地方農政事務所（仮称）を設置することとしているが、食糧管理特別会計の健全化の必要性、農産物検査民営化等を踏まえた主要食糧部門の定員削減を着実に実施する。（特集1-(1)-(イ)-②参照）

Ⅶ 施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 政策評価

農林水産省では、食料・農業・農村基本法において、食料・農業・農村に関する情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、食料・農業・農村基本計画を変更するものと規定されていることから、他省庁に先駆けて、同基本計画の計画期間初年度に当たる12年度から政策評価を実施している。

また、平成13年1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的とした政策評価制度が全府省に導入されるとともに、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行されている。

平成15年度においても、同法に基づく「農林水産省政策評価基本計画」等に即して、政策評価を引き続き積極的に推進し、効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を一層図る。

(1) 実績評価

農林水産施策は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されていることから、「農林水産省政策評価基本計画」において全ての主要な農林水産行政分野を対象に、あらかじめ目標を設定し定期的（1年ごと）にその目標に対する実績を測定する実績評価を行うこととしており、15年度においても引き続き全ての主要な農林水産行政分野を対象に実績評価を行う。

また、実績評価においては政策分野毎に複数の政策手段が講じられていること等に起因して、個々の政策手段まで検証することが困難な面がある。このため、実績評価において関連する政策手段の点検・見直しが必要と考えられるものを対象に、その効果を検証・評価する政策手段

別評価を引き続き実施する。

これらの評価結果を踏まえ、実績評価において達成度の低い政策分野の政策手段、政策手段別評価において必要性の特に低い事業については、廃止を含め抜本的検討を行い、評価結果を適切に政策に反映する。

(2) 総合評価

総合評価は、様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、政策や施策と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、選択的かつ重点的に実施するものであり、従来より施策の総合的な評価の取組として食料需給表などの統計分析のほか、制度改正時における分析等を行っているところである。平成 15 年度においても、引き続き政策評価として評価手法の開発等を図りつつ、総合評価を計画的に推進する。

(3) 事業評価

事業評価は、個々の事業の採否の決定や見直し等に資するため、費用対効果分析等の手法により事前、期中、完了後に評価を行うものである。農林水産関係の公共事業及び研究開発に対しては、既に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において義務付けられた範囲を越えて事業評価を実施しているところであるが、その効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き現行の取組を推進するとともに、期中時点における費用対効果分析の試行的実施を行う等評価手法の改善を行う。

2 財政措置の効率的かつ重点的な運用

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、引き続き財政措置の効率的かつ重点的な運用に努める。また、類似の事業について重複投資を行わないよう、関係府省が連携して計画的に事業を実施する。

3 情報の公開等

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、施策実施における透明性の確保の観点から、情報の公開及び意見の聴取に努めるほか、施策の目的、内容等について国民に迅速でわかりやすく情報提供をするため、積極的な情報発信等広報活動の充実に努める。

4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、地域の自主性と創意工夫の発揮等の観点から、国と地方が適切に役割を分担しつつ行うとともに、地域の主体的取組の推進が図られるよう地方単独施策に係る措置を講ずる。

特に公共投資の分野では、民間主体の資金や能力を適切に活用する観点から、PFI 手法の

活用を図るとともに、地域住民、NPO、民間企業等の多様な主体の参加と連携を促進する。

5 国際規律との整合性

WTO農業交渉において、我が国の提案を十分反映し、各国にとって受入可能なバランスのとれたものになるよう、積極的に交渉を行う。

(特集4-(1)参照)

参考 平成15年度に開催予定の審議会等

審議会等の名称	検討内容	開催期間 (事務局省庁)	会議資料の HP掲載	議事録の HP掲載
食料・農業・農村政策審議会	食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項を調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	×	○
食料・農業・農村政策審議会 企画部会	食料・農業・農村基本計画の策定及び変更並びに推進に関するものを調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 施策部会	15年度の食料・農業・農村の動向を踏まえ、16年度の講じようとする食料・農業・農村施策について調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	×	○
食料・農業・農村政策審議会 統計部会	農林水産統計情報の体系整備 平成16年産水稻10a当たり平年収量の諮問	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 統計部会 体系整備小委員会	農林水産統計情報の体系整備	未定	○	○
食料・農業・農村政策審議会 統計部会 農作物平年収量 小委員会	平成16年産水稻10a当たり平年収量の諮問の審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会	食料の安定供給の確保に関する施策、卸売市場法、食品流通構造改善促進法及び食品循環資源の再利用等の促進について	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会 食料需給 予測部会	「平成15年度食料需給見通し」及び15年度後半の検討事項を検討 「平成16年度食料需給見通し」の作成の基本的考え方等を検討	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会	農業生産の振興に関する施策に係るものを調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 果樹部会	平成15年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針及びりんご適正生産出荷見通しについて	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 畜産物価格等 部会	平成16年度の指定食肉の安定価格、加工原料乳の補給金単価等畜産の生産振興に関する施策について調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 経営分科会	共済掛金標準率等の算定方式について 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に 収載する医薬品の収載基準、薬価の算定 方法及び収載する医薬品について	継続的に審議 (農林水産省)	未定	○ (議事概要)
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会	農村振興に関する施策に係るものを調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○

審議会等の名称	検討内容	開催期間 (事務局省庁)	会議資料の HP掲載	議事録の HP掲載
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村 整備部会	国際かんがい排水委員会に関する事項及 びかんがい排水の改良発達に関する重要 事項を調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村 整備部会 企画小委員会	農業農村整備の推進に関する基本事項を 調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村 整備部会 技術小委員会	土地改良事業計画設計基準及び土地改 良施設管理基準の制改定並びに農業農 村整備事業の実施に必要な技術的課題に 関する事項を調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村 整備部会 国際小委員会	国際かんがい排水委員会の活動に関する 事項及び農業農村整備分野の国際協力 の推進に関する事項を調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
食料・農業・農村政策審議会 主要食糧分科会	主要食糧の需給及び価格の安定並びに 主要食糧を主な原料とする飲食料品の安 定供給の確保に関する施策に係るものを 調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
牛肉在庫保管・処分事業に 係る判定委員会	牛肉在庫保管・処分事業の補助対象外と なった業者名の公表の是非	平成14年10月～ (農林水産省)	○	○ (議事概要)
食肉流通問題調査検討委員 会	牛肉在庫保管・処分事業に係る偽装事件 や食肉の表示違反事件の要因・背景を踏 まえた食肉業界・行政の問題点及び国民 の信頼回復のための今後の対応方向を検 討	平成14年9月～ (農林水産省)	○	○
食品の表示制度に関する懇 談会	今後の食品表示制度のあり方等につい て、	継続的に開催 (厚生労働省) (農林水産省)	○	○
食品の表示に関する共同会 議(農林物資規格調査会表 示小委員会と薬事・食品衛 生審議会食品衛生審議会食 品衛生分科会表示部会食品 表示調査会の共同開催)	食品衛生法及びJAS法に共通する食品の 表示基準全般について調査審議	平成14年12月～ (厚生労働省) (農林水産省)	○	○ (議事概要)
消費者等との定例懇談会	食と農の再生プラン、無登録農業、食の安 全と安心のための政策等について消費者 等と意見交換を実施	継続的に開催 (農林水産省)	×	○
農業農村整備事業の効率的 実施に係る検討会	より一層効率性の高い事業展開を図って いくための方策等の検討	継続的に審議 (農林水産省)	○	○ (議事概要)
中山間地域総合対策検討会	中山間地域等直接支払制度及び中山間 地域等総合振興対策に係る意見の聴取	継続的に審議 (農林水産省)	×	○ (議事概要)

審議会等の名称	検討内容	開催期間 (事務局省庁)	会議資料の HP掲載	議事録の HP掲載
バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ	バイオマスの利活用推進に当たり、民間・有識者等から意見を聴取	平成15年4月～ (農林水産省) (発足は、平成15年3月)	○	○ (議事概要)
指定野菜需給見通し検討会議	指定野菜の需給及び供給の見通しをたてるにあたり、学識経験者等から意見を聴取	平成15年2月～ (農林水産省)	○	○
農業資材審議会 機械化分科会 基本方針部会	高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の制度に関する検討	平成15年5月 (農林水産省)	×	○
農業資材審議会 機械化分科会 検査部会	平成16年度において型式検査を行う農機具の種類の検討	継続的に審議 (農林水産省)	×	○
農業資材審議会 飼料分科会	飼料安全法に基づく省令の改正等に関する審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
農業資材審議会 農薬分科会	特定農薬の指定、農薬使用基準の策定、検査方法の決定等に係る意見の聴取	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
農業生産資材問題検討会	農業生産資材の流通、利用段階における資材費低減に向けた方策等の検討	平成15年6月中旬～7月中旬(農林水産省)	×	×
農林物資規格調査会	JAS法の規格の見直し、表示項目等について調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	×	○
飼料問題懇談会	今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム(工程表)の審議等	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
農林業センサス等研究会	農林業経営及び農山村地域の実態を的確に捉えるため、農林業センサス、農業経営統計の調査体系の整備について検討	平成14年10月～ (農林水産省)	×	○
IT戦略に係る第三者委員会	ITの活用による農林水産業・食品産業や農山漁村の健全な発展を図る観点から、農林水産分野のIT戦略、農林水産省が行う情報化関連事業等について、IT専門家等の第三者の意見を聴取	継続的に審議 (農林水産省)	×	○
農林水産省政策評価会及び各局庁専門部会	政策評価手法の検討、評価の計画、実施の状況、政策への反映その他政策評価の推進上必要な事項の検討	継続的に審議 (農林水産省)	○	○
独立行政法人評価委員会及び農業分科会、農業技術分科会	農林水産省所管独立行政法人の評価等について調査・審議	継続的に審議 (農林水産省)	○	○

注) 審議会等の順番については、はじめに食料・農業・農村政策審議会関係の各部会を、その下に、特集、本文Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶの記述順に関係すると思われる審議会等を並べた。